

令和7年度(2025年度)
豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金

募 集 案 内

豊中市内において、
アーバンスポーツイベントを実施する事業を募集します！

アーバンスポーツとは

エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なものであり、音楽やファッションなどの要素も加わったもの

(例)スケートボード、3x3、ブレイクダンス、ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、インラインスケートなど

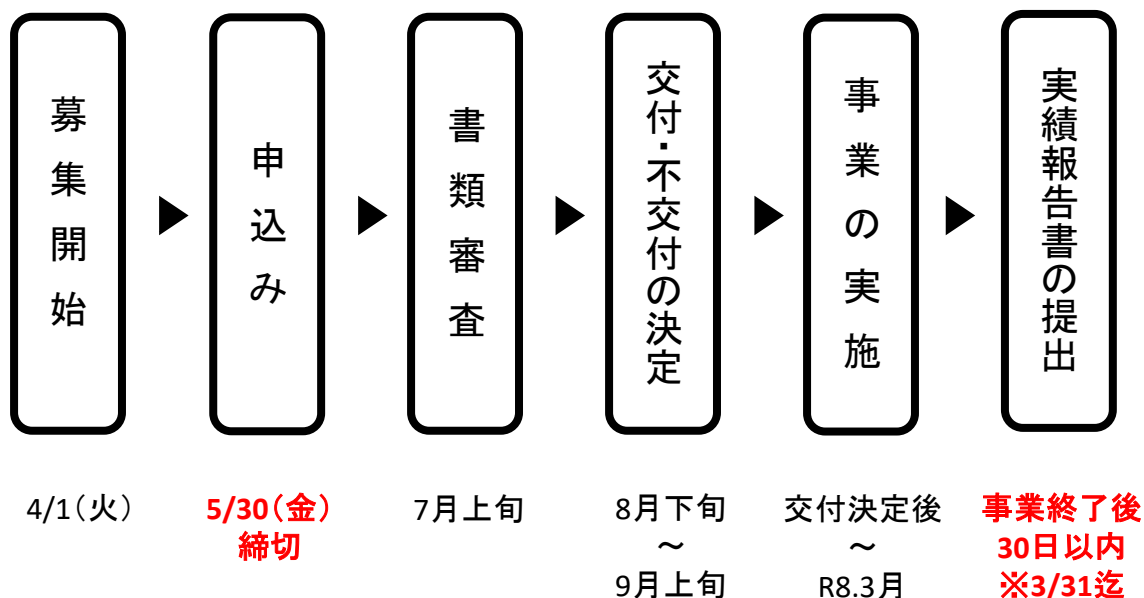
補助限度額

上限 300,000 円(対象経費の1/2相当)

募集期間

令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日(火) ～ 5 月 30 日(金)

スケジュール



目的

東京2020オリンピックを機に新たな競技種目が追加されるなど、スポーツの多様化が進み、スポーツも時代とともに変化が求められています。

豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金は、新たな種目のスポーツイベントを通じて、多種多様なスポーツに市民が親しむ機会を提供し、豊中市における賑わいを創出することを目的としています。

＜対象事業の例＞スケートボードイベント

特設コースを設置し、デモンストレーションや初心者向け(子ども向け)体験教室を実施



©FISE HIROSHIMA

助成対象者

次の(1)～(6)の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 複数の者によって構成される団体であること。
- (2) 行政が事務局に参加していないこと。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないこと
- (6) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

助成対象事業

次の(1)～(8)の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) アーバンスポーツであって、豊中市内において行う事業であること。
- (2) 事業の対象(参加者)に中学生以下を含む事業であること。
- (3) 営利を目的としない事業であること。
- (4) 関係法令に適合すること。
- (5) 助成金の交付決定を受けた日から、助成金の交付決定を行った日の属する年度(以下「助成対象年度」という。)内に実施する事業であること。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を強化育成することを主たる目的とする行為をしない事業であること。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反することを主たる目的とした行為をしない事業であること。
- (8) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。

助成額等

助成対象経費の額	問わない
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成額(限度額)	30万円(千円未満切り捨て)

○参加費や広告料収入、本市以外からの助成金、寄附金など、事業実施に伴う収入は助成金に優先して助成対象経費の支払いに充てるものとします。このため助成金額は、助成対象経費からこれらの収入を控除した額の範囲内となります。

○交付決定額は、内容を審査したうえ、交付申込額より減額することがあります。

○実際に交付される助成額は、事業実施後の実績報告書及び決算書・領収書等から算出し、交付決定額を上限として確定します。

助成対象経費

令和7年度(2025年度)中に事業を実施するために直接要した経費が対象です。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料など、市長が特に認めた費用についてはこの限りではありません。

経費区分(費用)	内容例
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝礼金	外部から招く講師や専門家・出演者への謝礼など
旅費交通費	出演者等への旅費や滞在費、コインパーキング等駐車場代、高速料金など
消耗品費	材料費、事務用品、コピー代など
広告宣伝料	チラシ・ポスターなどのデザイン、印刷、SNSのバナー広告など
手数料	クリーニング代、銀行への振込手数料など
通信運搬費	郵送代、切手代、携帯電話料金、運搬費など
保険料	事業実施にかかる保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品等のレンタル料など
委託料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など (企画自体の外部委託は認められません)
その他の経費	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除く金額としてください。

※次のような経費は対象外となります。

- (1) 事務所の管理費など運営のための経常経費及び役職員の給与など運営のための人件費
- (2) 助成対象事業以外の事業等と共通する経費
- (3) 販売を目的とする物品にかかる経費
- (4) 固定資産や備品購入にかかる経費(レンタル等の料金より高額なものや、経常的に利用するもの)
- (5) 飲食費(打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかないなど)
- (6) 領収書等により団体の支払いが確認できないもの
- (7) 賞金、商品券などの金券
- (8) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

申込みに必要な書類等

次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 交付申込書	様式第1号
2	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業計画書	様式第2号
3	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業予算書	様式第3号
4	豊中市立体育施設 仮予約票	
5	構成団体一覧表(複数の団体で申し込む場合に限り必要)	様式なし
6	申込団体の役員名簿(役職名・名前・住所・経歴が分かるもの)	
7	申込団体の定款、会則その他これらに類するもの	
8	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等の写し) 法人においては、上記に加え法人が発行した身分証明書も必要です。	

※本事業に限り、豊中市立体育施設を使用する場合のみ仮予約を受け付けますので、仮予約票を提出してください。仮予約票の提出前に、施設の空き状況をスポーツ振興課へ電話

(TEL:06-6858-2751)又はメール(アドレス:suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp)にて確認してください。確認時は、事業申込予定である旨をお伝えください。

※本人確認書類としてマイナンバーカードを提出される場合、表面のみコピーしてください。

※その他、必要と認める書類を提出してもらうことがあります。

申込み募集期間と提出場所等

(1) 申込み募集期間は、4月1日(火)から5月30日(金) **(郵送必着)** です。

(2) 申込みは①～④の方法でご提出ください。

<スポーツ振興課 振興係 TEL:06-6858-2751>

①郵送	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 都市活力部 スポーツ振興課 振興係 「豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金」担当あて
②直接持参	豊中市役所 都市活力部 スポーツ振興課 振興係 (豊中市役所第一庁舎5階 平日:月～金 8:45～17:15)
③電子メール	スポーツ振興課 あて(アドレス: suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp) メール提出の場合は、添付資料にパスワードをつけてください。パスワードは 電話で豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金担当者あてにお伝えください。 ※電子メールで提出の際は、件名を「豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金の申込み」とし、スポーツ振興課に対し電話連絡にてメールの到達について 確認してください。また、メール1通6MB以下の容量としそれを超える時は複数 に分割して送付してください。
④電子申込	市の電子申込システム  https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6322

審査(書類審査)

- 審査は、申込書類をもとに豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金審査委員会が行います。
- 申込書類には、以下の審査基準の3項目(公益性、実現可能性、地域への効果)について審査しますので、各項目を盛り込んだ内容としてください。
- 結果は、郵送で通知いたします。

審査基準

項目	配点	内容
公益性	20点	○豊中市における賑わいの創出をめざすものか ○事業の対象(参加者)に中学生以下を含んでおり、子どもがスポーツ活動に参加する機会を確保できているか ○事業の目的内容が本助成制度の趣旨に適合しているか ○アーバンスポーツの裾野の拡大が見込まれる計画となっているか <解説> 実施団体関係者のみの親睦・交流や趣味にとどまらず、より多くの人たちが参加・見学でき、豊中市における賑わいの創出につながる取組みであるかを確認する項目です。
実現可能性	15点	○資金計画に無理がないか ○安全配慮等も含め、実施体制は整っているか ○事業実施に必要な知識・経験があるか <解説> その事業を計画どおりに実施することができるか、その事業を実施することで目的を達成することができるかを確認する項目です。
地域への効果	15点	○参加者がアーバンスポーツに親しみ、継続してスポーツをしたくなる内容になっているか ○広報活動やPR活動は適切かつ効果的であるか ○施設環境へ配慮(養生、他の利用者への配慮等)がなされているか <解説> 事業を実施することで、助成金制度がめざす多種多様なスポーツに市民が親しむ機会の提供、豊中市における賑わいの創出につながるかを確認する項目です。

※採点結果が得点率50%未満の場合は、不交付とします。

交付決定

交付の決定と通知

- 審査後、助成金の交付・不交付と、交付する場合は交付額を決定し、申込団体に文書で通知します。
- 交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 不交付決定通知書	様式第5号

申込みの取下げ

- 交付決定通知を受けた団体は、その内容(交付決定額や交付条件など)に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、次の書類等を市長に提出することで、申込みを取り下げることができます。また、その他の理由による場合は、あらかじめ市に相談したうえで、次の書類等を市長に提出することで、申込みの取下げを行うことができます。
- 市は、取下げの申込みを受理し、文書で通知します。

◆取下げに必要な書類

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 取下げ申込書	様式第6号
---	---------------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 取下げ受理通知書	様式第7号
---	-----------------------------	-------

事業の実施

事業の実施

- 交付決定を受けた団体(以下、「交付決定団体」という。)は、交付決定事業に関わる収入・支出に関する帳簿や書類(領収証、レシート等)を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存してください。紛失や宛名がないなどの不備がある場合は、助成対象経費と認められないことがあります。
- 市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体に対して助言や点検(検査)をすることがあります。
- 事業実施にかかるチラシなどの配布物に関して、市有施設への配布はご相談ください。

事業計画の変更

- 原則、計画どおりに実施していただきますが、やむを得ず、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。
- 市に相談後、変更の手続きをする場合は、必要書類をご提出ください。
- 市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業変更申込書	様式第8号
---	----------------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業変更決定通知書	様式第9号
---	------------------------------	-------

事業の実績報告

- 交付決定団体は、助成事業の完了後30日以内に、市に実績報告書類をご提出ください。ただし、30日を経過する日が令和8年3月31日を越える場合は、3月31日までが提出期限となります。
- 市は、実績報告書等に基づき、助成対象経費等について精査します。
- 事業実施後、余剰金が発生した場合、助成金が減額されます。
- 助成の金額を確定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 実績報告書	様式第11号
2	事業実績報告書別紙 ※事業実施中の写真3枚程度も添付してください。	市指定のもの
3	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業決算書	様式第12号
4	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 事業出納簿 ※発生順に記載してください。	様式第13号
5	領収書の原本と写し 交付決定団体が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前・住所が記載され、領収者の押印があるもの ※領収書の紛失・記載不備 ※原本は、写しと照合後に返却します。 ※出納簿と領収書は番号をつけて対応するように作成してください。	様式なし

◆市からの通知文書

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 交付額確定通知書	様式第14号
---	-----------------------------	--------

助成金の交付請求

- 交付決定団体は、交付額の確定通知書を受けた後に、速やかに市に助成金の交付を請求してください。

◆請求に必要な書類

1	豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金 交付請求書	様式第15号
---	--------------------------	--------

決定の変更・取消し、助成金の返還等

- 原則、計画どおりに実施していただきますが、事業の変更により特別な必要が生じたとき又は交付決定団体が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは決定の内容やこれに付した条件の変更並びに助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において、偽りその他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき



豊中市 都市活力部 スポーツ振興課 振興係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第一庁舎5階)
☎ 06-6858-2751 📠 06-6858-3864
✉ suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp
HP <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

▼市ホームページは
こちらから

